

## マツダ・カーライフローン（保証料一括方式）

【保証会社 全国しんくみ保証(株)】

【再保証会社 (株)オリエントコーポレーション】

平成 29 年 10 月 2 日現在

商品名	マツダ・カーライフローン（保証料一括方式）
ご利用いただける方	①満 20 歳以上で完済時 76 歳未満の安定・継続した収入を見込める方で保証会社の保証を受けられる方 ②当組合の組合員限定（新規加入含む）
お使いみち	マツダの車両（新車）購入資金
ご融資金額	10 万円以上～1,000 万円以下（1 万円単位）
ご融資期間	10 年以内（ただし、6 か月単位の回数とし、最長 120 か月とする。）
ご融資形態	証書貸付
ご融資利率	①固定金利 年 1.70%（保証料別） ②固定金利 年 1.50%（保証料別） 「交通安全宣言」書（当組合所定様式）をご提出の方 ③固定金利 年 1.40%（保証料別） 「交通安全宣言」書（当組合所定様式）のご提出と「ゴールド免許証」をご提示いただいた方
ご返済方法	「元利均等返済」または「元利均等ボーナス併用返済」 ただし、元金据置きは不可とします。 〈元利均等返済〉 毎月決まった金額（元金+利息）を指定口座から自動引き落としします。 〈元利均等ボーナス併用返済〉 元利均等返済とボーナス月増額返済の併用、ボーナス月に増額して返済できる金額は借入金額の 50%以内です。ボーナス返済月増額返済は 6 か月ごとの指定月とします。 店頭で申し出いただければ返済額の試算をいたします。 全部繰上返済は可能ですが、一部繰上返済はできません。
担保	不要です
連帯保証人	原則不要です。ただし、保証会社の審査により、連帯保証人が必要となる場合があります。
保証料	全国しんくみ保証(株)への保証料が必要となります。保証料率は保証会社の審査により、つぎの「レギュラー」または「プレミアム」の

	<p>いずれかとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レギュラー 年 1.3%</li> <li>・プレミアム 年 0.8%</li> </ul> <p>保証料はご融資実行時に一括でお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>(1) 取扱手数料</p> <p>ご融資金額 30 万未満 1,080 円</p> <p>ご融資金額 30 万以上 3,240 円</p>
実行方法	本人口座経由の振込指定を原則とします。
申込み時に必要な書類	<p>本人確認資料・・・運転免許証、健康保険証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、印鑑証明書、のうち一点</p> <p>資金用途証明等・・・見積書、契約書等の写し</p> <p>所得証明書・・・融資金額 501 万円以上の場合は必要です。</p>
返済日	毎月 27 日（当組合の休業日の場合は翌営業日）
金利情報	窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置</li> </ul> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前 9 時～午後 5 時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.hiroshima-kenshin.co.jp">http://www.hiroshima-kenshin.co.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置</li> </ul> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋</p>

	<p>人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p>
--	---